

前橋市こども基本条例（令和7年前橋市条例第47号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 大切な子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障するための役割（第9条—第14条）

第4章 子どもの権利の普及促進（第15条・第16条）

第5章 雜則（第17条）

附則

「私たちこどもは、一人一人が自分を大切にし、夢や希望を持って大人になるために、全てのこどもが安心できる社会になることを望んでいます。また、生まれたその時から、社会の一員として、愛され、成長していくことを強く願います。

そのために、私たちはやりたいことに何でも挑戦し、その中で様々な人と助け合い、意見を伝え合っていきます。

大人の皆さんには、私たちの憧れの存在であってほしいと願うとともに、私たちの挑戦を見守り、否定せず応援し、ときには助けてほしいと思っています。

そして、私たち自らも、この条例について、また、そこに込められた思いについて深く理解し、大人の皆さんとともに行動していきます。」

これは、子どもの権利を学んだ前橋市のこどもたちが、自分たちが望む社会の実現に向けて、大人たちに宛てたメッセージです。

前橋市は、こどもたちの望む社会の実現に向け、子どもの声を真摯に聴き、その意見と思いを尊重し、こどもが主体的かつ創造的に生きる力を育むことができるよう、市全体で見守り、支援していきます。

そして、子どもの権利条約の考えに基づき、子どもの権利保障を基本としたまちづくりを推進し、子どもの笑顔があふれ、こどもと大人が手を取り合う「子どものまち前橋」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定めることにより、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現することを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

（1）こども 18歳未満の人とこれらの人と等しく権利を持つことが適當だと認め

られる人をいいます。

- (2) 保護者 親と親に代わりこどもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校、社会教育施設その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (4) 地域住民 こどもが生活する地域の住民や団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人や法人その他団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こどもの権利を保障することの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) こどもが、あらゆる偏見や差別を受けず、権利を持つ個人として尊重されること。
- (2) こどもが、自分に関係のあることについて意見を表すことや社会に参加する機会が確保され、その意見が年齢と発達に応じて尊重されること。
- (3) こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も良いことは何かが、第一に考えられること。
- (4) こどもの年齢と発達、個別の状況に応じた支援が、行われること。

第2章 大切なこどもの権利

(こどもの権利の保障等)

第4条 こどもは、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいいます。第16条第3項においても同じです。）の考えに基づき、生まれた時から権利を持つ個人として、その権利が保障されなければなりません。

- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、数多くあるこどもの権利のうち、特にこの章に定める権利を大切にします。
- 3 こどもは、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重します。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもは、安心して自分らしく生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (3) 体や心の健康に配慮され、適切な医療や支援を受けられること。
- (4) 安全な環境の下で安心して生活を送ること。
- (5) 幸せを追求すること。

(豊かで健やかに育つ権利)

第6条 こどもは、豊かで健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 愛情と理解を持って育まれること。
 - (2) 遊ぶこと。
 - (3) 学ぶこと。
 - (4) 体や心の健康のために休むこと。
 - (5) 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむこと。
 - (6) 夢や希望を持ち、挑戦すること。
 - (7) 適切な支援や助言を受けること。
- (自分を守り、守られる権利)

第7条 こどもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) あらゆる差別を受けないこと。
 - (2) いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないこと。
 - (3) 健全な心が育つ環境が守られること。
 - (4) 他者が利益を得るために子どもの幸せが奪われないこと。
 - (5) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
 - (6) プライバシーと名誉が守られること。
 - (7) 困っていることを相談し、助けを求めるこ。
- (意見を表し、社会に参加する権利)

第8条 こどもは、自分の意見を表し、社会に主体的に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること。
- (2) 適切な情報を取得できること。
- (3) 仲間を作り、集まり、活動すること。
- (4) 意見を表し、社会に参加する機会が確保されること。
- (5) 自分に関係のあることを主体的に決めることができ、それが尊重されること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの権利を保障するために、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、次の役割を担います。

- (1) 子どもの養育に関する責任を自覚し、子どもが自立した個人として成長できるよう、その尊厳を守り、愛情をもって養育すること。
 - (2) 子どもが安全に、安心して生活ができる家庭環境を整備すること。
 - (3) 子どもが基本的な生活習慣、規範意識、豊かな人間性等を身につけることができるよう、その育ちを支えること。
- (市の役割)

第10条 市は、子どもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 子どもに関する施策を実施するとともに、子どもが安全に、安心して生活できるまちづくりを推進すること。
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(育ち学ぶ施設の役割)

第11条 育ち学ぶ施設は、子どもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 子どもが集団で取り組む多様な活動を通じて、人として育ち、学ぶことができる環境の整備に努めること。
- (2) 子どもの年齢と発達に応じた指導と支援に努めること。

(地域住民の役割)

第12条 地域住民は、子どもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 地域活動における住民との交流や自然、歴史、文化との関わりを通じて、子どもの豊かで健やかな育ちの支援に努めること。
- (2) 身近な子どもを見守り、子どもが安全に、安心して生活できる地域づくりに努めること。

(事業者の役割)

第13条 事業者は、子どもの権利を保障するために、基本理念に基づき、次の役割を担います。

- (1) 雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備に努めるとともに、子どもと子育てに関する理解を深めることができるよう、その支援に努めること。
- (2) 子どもの権利を保障するために市が行う事業、育ち学ぶ施設や地域住民が行う活動、子どもの主体的な活動に協力するよう努めること。

(共通の役割)

第14条 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、子どもが、子どもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重することができるよう相互に連携し、協力して支援する役割を担います。

第4章 子どもの権利の普及促進

(子どもの意見表明と社会参加の促進)

第15条 市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、子どもに関する施策や取組の実施に当たり、子どもが情報を取得し、意見を表し、社会に主体的に参加すること

ができるようにするとともに、子どもの年齢と発達に応じて、子どもの意見を尊重するよう努めます。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、子どもの意見表明や社会参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めます。

（子どもの権利の普及促進）

第16条 市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者に対し、子どもの権利とこの条例の普及の促進に努めます。

2 市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、前橋市子どもの権利の日を定めます。

3 前橋市子どもの権利の日は、11月20日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。

第5章 雜則

（委任）

第17条 この条例に定めるものほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

2 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。